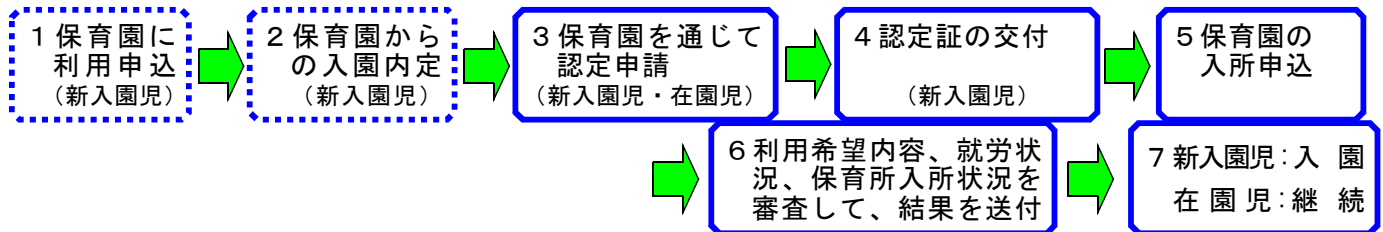


～～ いずみ保育園の入所を希望される方へ ～～ 《 2 号 ・ 3 号 認定 手 続 》

いずみ保育園の入所を希望される方は、2号又は3号認定の手続きが必要となります。



※提出していただく申請書は、「3の認定申請」と「5の入所申込」を兼ねた書類となっています。

① 2 号 ・ 3 号 認定 の 対 象 者

- 2 号 認 定 ／ 保育の必要性 の認定を受ける 3 歳 以上 の就学前の子ども
- 3 号 認 定 ／ 保育の必要性 の認定を受ける 3 歳 未 満 の子ども



保護者（父母等）全ての方が次のいずれかの理由により、家庭において保育が困難な場合に2号・3号認定を受けて、保育園の利用を申し込むことができます。

1. 保護者が就労している。（1か月48時間以上の就労）
保護者のどちらかが1か月48時間以上120時間未満の就労の場合は短時間保育（8時間）、
保護者のどちらも1か月120時間以上の就労の場合は標準時間保育（11時間。ただし、施設の
開所時間に限ります。）の認定を受けることができます。
2. 母親が妊娠中又は出産前後である。（産前8週、産後8週／出産日から起算して57日目の属す
る月の末日まで）
3. 保護者が疾病又は障がいがある。
4. 保護者が同居又は長期入院等している親族を介護・看護している。
5. 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
6. 保護者が求職活動をしている。
7. 保護者が就学している。
8. 社会的養護（児童虐待・DVなど）の必要がある家庭である。
9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
10. その他、上記に準ずる家庭状況にあると認める場合

※上記理由を満たす場合でも、保育園の状況により入所できない場合があります。

② 申 込 方 法

認定申請書と入所申込書を兼ねた書類となっています。

【申込受付】

いずみ保育園及び保健福祉課子ども子育て支援係において書類の配付及び受付を行いますので提出をお願いします。

【受付期間】

令和9年4月から入所を希望する児童の受付は、令和8年12月1日（火）から12月28日（月）までとなります。

年度途中から入所を希望する場合は、入所希望日の1か月から2か月前に必要な書類を提出してください。



③申請に必要な書類

保育を必要とする理由（１ページ）や家庭の状況によって、提出していただく書類が異なります。２ページ、３ページをご確認いただき必要書類を提出してください。ご不明な点については、保健福祉課子ども子育て支援係へお問合せ願います。

【全員が必要な書類】

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）
[記載例及び記入に係る注意点を参照のうえ、ご記入ください。]
- ②保育料納付に係る保証書
- ③家族全員分の通知カードや個人番号カード等、マイナンバーが記載されているものの写し
[以前に提出されている方の分は、不要です。]

【状況に応じて必要な書類】

①保育を必要とする理由を確認するための書類

※保護者全ての方について必要です。なお、以下の表の他に書類が必要となる場合があります。

保育を必要とする理由		必要とする書類
就労	雇用主がある場合 (会社員・公務員・パート職員・派遣社員)	就労証明書 《様式あり》
	自営業の場合 (事業主・専従者・配偶者の手伝いなど)	
	内職の場合	
妊娠・出産		母子健康手帳の写し（交付日、分娩予定日が記載されているページ）
保護者等の疾病・障がい	疾病の場合	診断書の写しなど
	障がいの場合	障害者手帳の写しなど
親族の介護・看護	介護の場合	診断書又は介護保険被保険者証の写しなど
	看護の場合	診断書の写しなど
災害復旧		罹災証明書（市町村、消防署などで証明）
求職活動		求職カード又は雇用保険受給者証の写しなど
就学		学生証の写し又は在学証明書など
社会的養護		公的機関からの証明書（裁判所、北海道などで証明）
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要		就労先が証明した育児休業取得証明書など
その他上記に類する状態として町が認める場合		状態を確認後、必要な書類をご案内いたします

②利用者負担を算定するための書類

書類の必要な方	必要書類	発行先
○町民税未申告の方	令和８年度町民税・道民税申告書（控）のコピー ※未申告の場合は利用者負担額を決定することができないため、至急申告をお願いします。	役場税務課
○生活保護を受給している方	生活保護受給証明書	役場保健福祉課
○母子・父子家庭の方	次のいずれかのコピーを提出 ①児童扶養手当の証書 ②ひとり親家庭等医療費受給者証 <u>※住民税の課税状況や家庭の状況によって利用者負担額の軽減とならない場合があります。</u>	—
○同一世帯に在宅障がい児（者）がいる方	次のうち所持しているもののコピーを提出 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④特別児童扶養手当の証書 ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの <u>※住民税の課税状況や家庭の状況によって利用者負担額の軽減とならない場合があります。</u>	—



④支給認定

③の必要書類がすべて提出されると、町が審査を行い支給認定証を交付します。（在園児は交付済み。）

【認定の有効期間】

「妊娠・出産」を理由とする場合は出産日から起算して５７日目の属する月の月末まで、「保護者の疾病・障がい／親族の介護・看護」の場合は治療期間等の必要期間まで、「求職活動」の場合は９０日までなど、保育を必要とする理由によって異なります。「就労」等の場合は、２号認定は小学校就学前まで、３号認定は満３歳になる前日までが認定の有効期間となります。

【利用者負担額（保育料）の階層決定】

市町村民税に基づき長万部町が定める額を毎月町に納めることとなりますので、納期限に遅れないよう納入願います。

利用者負担額の階層は、子どもと生計を一にしている保護者全ての方の市町村民税の合算額で決定します。

※父母が単身赴任等で離れて生活している場合も生計同一とみなします。

【利用者負担額】

利用者負担額の月額、別添「保育所の利用者負担（保育料）基準額表」を参照してください。

令和９年４月～令和９年８月の利用者負担額は、令和８年度市町村民税等に基づき算定します。
令和９年９月～令和１０年３月の利用者負担額は、令和９年度市町村民税等に基づき算定します。

【留意事項】

◎利用者負担額の外に徴収を行うものもありますので、詳しくは必ずみ保育園にご確認ください。

⑤利用調整から入所まで

保育園の受け入れ能力を上回り希望者全員の利用が困難な場合は、町があらかじめ定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整（選考）を行います。

利用調整後は、保護者へ結果を文書でお知らせします。

⑥その他

申請した内容に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要となる場合がありますので、必ずみ保育園を通じて又は直接町までお知らせ願います。

問合せ先：長万部町保健福祉課子ども子育て支援係
電話 ２－２４５４